



Tax Watch Update

Issue No. 12

2012年2月

法人税	2
付加価値税	3
外国契約者税	4

要約

- ▶ 土地所有権の『のれん』は減価償却されず、課税所得を計算する際に、分割をして営業費用に計上できない。
- ▶ 輸出比率に関する条件を満たしたことによる法人税優遇措置は2011年まで適用されます。2012年より、その他法人税の優遇措置を享受する条件を満たしている法人は優遇措置を選定し、税務当局に報告を行ってから残存期間に当該優遇措置が適用されます。

法人所得税（法人税）

リース土地所有権の『のれん』

税務総局の2011年12月27日付けOfficial Letter（OL）4738/TCT-CSにより、出資等を行うために、土地所有権の『のれん』を含む資産の再評価の際、土地所有権の『のれん』は無形固定資産と認められないので、減価償却は認められず、課税所得を計算する際に、分割をして営業費用に計上することはできません。

輸出比率に関する条件を満たした場合の法人税優遇措置

税務総局の2011年12月28日付けOL4 761/TCT-CSにより、輸出比率に関する条件を満たし、法人税優遇措置を享受している法人（縫製活動は除外）は2011年までは、輸出比率に関する条件を満たしたことによる法人税優遇措置を享受できます。

2012年より、法人税に関するその他の優遇条件（輸出比率を満たすことによる優遇条件以外）を満たしている場合、設立ライセンスが発行された時点の法人税に関する法的文書、或いはWTOコメントによる調整時点の法人税に関する法的文書に規定された投資優遇条件を満たしたことによる優遇措置を選定し、税務当局に報告した後に、当該優遇措置の適用期間の残存期間が適用されます。

付加価値税 (VAT)

要約

- ▶ 銀行・信用組織ではない法人の債務販売活動はVATの対象に属します。
- ▶ 信用機能を有しない法人の信用活動はVATが課税されます。
- ▶ 土地に関する補償金・援助金及びリロケーション援助金、その他援助金はVATを申告し、納付する必要はないが、土地上の資産、建設物に対する補償金はVATの計算が必要です。
- ▶ ベトナム法人に提供する、外海に於けるプロジェクト設計コンサルタントサービスは輸出サービスとして認められず、VAT10%が課税されます。

債務販売活動に対する VAT

財務省の2011年1月28日付けOL 1474/BTC-TCTにより、銀行・信用組織が債務を回収するために、債務を販売する場合、VATの対象には属しません。しかし、2011年12月27日に税務総局はOL 4734/TCT-CSを発行し、銀行・信用組織ではない法人の債務販売活動はVATの対象に属すると追加のガイダンスが公表されました。

ローン利息に対する VAT

2012年2月04日付け政府官房のOL 608/VPCP-KTTHにより、信用機能を有しない法人が信用活動を行なった場合、ローン利息に対するVATは免税となりません。

法人はVATに関するリスクを減少し、法律を遵守するために、この課題に関する財務省の最新の税務情報を把握する必要があります。

土地に関する補償金・援助金に対する VAT

財務省の2011年12月30日付けOL17959/BTC-CSTにより、土地に関する補償金・援助金及びリロケーション援助金、その他援助金はVATを申告し、納付する必要はないが、土地上の資産、建設物に対する補償金はVATの課税対象となります。

輸出サービスに対する VAT

税務総局の2012年1月9日付けOL 80/TCT-CSにより、ベトナム法人はその他ベトナム法人の外海に於けるプロジェクト設計コンサルタントサービスを提供する場合は、輸出サービスとしては認められず、VAT10%が課税されます。しかし、ベトナム法人が海外に設立された法人の外海に於けるプロジェクト設計コンサルタントサービスを提供する場合は、輸出サービスとして認められ、VAT0%が適用されます。

要約

- ▶ 無償援助金、受取補償金、為替レート差の利益はその他課税所得に計上され、ベトナムに於ける外国契約者税が課税されます。
- ▶ 代わりに電力代、水道代を領収する活動で、差額が発生しない場合、外国契約者税は課税されません。
- ▶ 二国間協定と異なる規定がされている場合を除き、現場に於ける輸出入活動には 2009 年 1 月 1 日よりベトナムでの外国契約者税が課税されます。

外国契約者税

外国契約者のその他課税所得

2011 年 12 月 19 日付け OL 4615/TCT-CS により、無償援助金、受取補償金、為替レート差の利益、長期ローンの年末再評価による為替レート差の利益は、外国契約者のその他課税所得に計上され、ベトナムに於ける外国契約者税が課税されます。

下請業者から領収した電力代、水道代に対しては、外国契約者は供給者に電力代、水道代を支払った後に、供給者の価格で下請業者に費用を配分するために VAT インボイスを発行すると共に、規則に従って仮払い VAT を申告する場合、代わりに電力代、水道代を領収する活動には差額をがしないので、税金の申告、納付を行う必要はありません。

現場に於ける輸出入活動に対する外国契約者税

2012 年 1 月 31 日に、財務省は OL 1216/BTC-TCT を発行し、現場に於ける輸出入活動は、税務総局の 2011 年 7 月 7 日付け OL 2321/TCT-CS のガイダンスに従って外国契約者税が課税され、適用期間は 2009 年 1 月 1 日よりとなると確認をしました。

OL 1216 には、二国間協定が外国契約者税に関する規則とは別の規定を定めている場合、法人は当該協定を適用することができる旨が記されています。

お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイ事務所

Huong Vu huong.vu@vn.ey.com	パートナー
Thanh Trung Nguyen thanh.trung.nguyen@vn.ey.com	ディレクター
Trang Pham trang.pham@vn.ey.com	ディレクター
Hoang Vu Phan hoang.vu.phan@vn.ey.com	ディレクター
The Gia Tran the.gia.tran@vn.ey.com	ディレクター
安西 冬樹 fuyuki.anzai@vn.ey.com	日系企業担当マネージャー

ホーチミン事務所

Christopher Butler christopher.butler@vn.ey.com	パートナー
Sarah Jubb sarah.jubb@vn.ey.com	エグゼクティブ・ディレクター
Nitin Jain nitin.jain@vn.ey.com	ディレクター
Thinh Xuan Than thinh.xuan.than@vn.ey.com	ディレクター
Thy Anh Huynh thy.anh.huynh@vn.ey.com	ディレクター
小野瀬 貴久 Takahisa.Onose@vn.ey.com	日系企業担当マネージャー

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction
| Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、トランザクション、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している15万2,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2011 Ernst & Young Vietnam Limited.

All Rights Reserved.

FEA no. 16000215

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図しています。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。